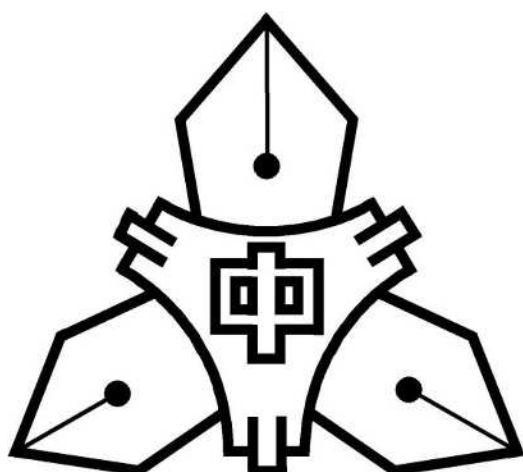


学校いじめ防止基本方針



令和 8 年 9 月

富士市立大淵中学校

目次

1	いじめの定義といじめに対する理解の重要性	
	(1) いじめの定義	p. 1
	(2) いじめに対する理解	p. 1
2	学校における組織的な対応について	
	(1) いじめ問題に取り組む体制の整備	p. 1
	(2) いじめの情報を得た場合の組織的対応の流れ	p. 3
	(3) いじめの重大事態への対応	p. 4
	(4) 市教育委員会や関係機関との連携	p. 5
3	未然防止	
	(1) 未然防止に向けた取組	p. 5
	(2) 保護者や地域への働きかけ	p. 6
4	早期発見	
	(1) 「いじめは見えにくい」の視点に立って	p. 6
	(2) 早期発見のための手立て	p. 6
	(3) 相談しやすい環境づくり	p. 7
5	早期対応からいじめの解消まで	
	(1) いじめ対応の基本的な流れ	p. 7
	(2) いじめ対応のポイント	p. 8
	(3) いじめの解消	p. 8
6	ネット上のいじめへの対応	
	(1) ネット上のいじめとは	p. 9
	(2) 未然防止	p. 9
	(3) 早期発見・早期対応	p. 9

1 いじめの定義といじめに対する理解の重要性

いじめ防止等の対策については、まず、教職員が「いじめの定義」を正確に理解し、いじめに対する基本的な考え方を共通認識することが大切です。その上で、生徒や保護者にも理解を求めていくことが、より有効ないじめの対策となります。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

具体的には、以下のようなものが、いじめの行為であると捉えています。

- ・冷やかす、からかい、悪口
- ・ぶつかる、叩く
- ・仲間はずれ、無視
- ・金品のたかり
- ・物を隠す、壊す、捨てる
- ・嫌なことをする、危険なことをさせる
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをする
- 等

これらの行為がいじめに当たるかどうかは、常に、いじめられた生徒の立場に立って判断します。いじめは、執拗な嫌がらせや暴力だけでなく、ちょっとした冗談のつもりでやったことや、良かれと思ってやった行為であっても、その行為を受けた生徒が苦痛を感じているのであれば、それは「いじめ」と判断します。

(2) いじめに対する理解

- いじめは、どの生徒にも起こりうるものであり、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する可能性があることを理解します。
- いじめは、生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることを理解します。
- いじめは当事者だけの問題ではなく、所属集団の状態等にも関係していることを理解します。

2 学校における組織的な対応について

いじめられた生徒が受けた苦痛は、目に見えにくいものであるため、特定の教職員だけでいじめを認知し、対応していくことは困難であると考えています。そこで、本校に「いじめ対策委員会」を設置し、特定の教職員だけが、いじめ問題を抱え込むことなく、複数の教職員によって組織的に対応していくことを目指していきます。

(1) いじめ問題に取り組む校内体制の整備

いじめ問題に対しては、全ての教職員が、「いじめを未然に防止し、いじめを発生させない」という強い意志をもって取り組みます。また、「いじめ対策委員会」を定期的かつ緊急に開催し、校長のリーダーシップの下、学校全体で対応していきます。

① いじめ対策委員会

- ・ いじめ防止対策推進法第22条において設置が義務付けられています。

- ・ 構成員は、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭に加え、必要に応じて、各学年の生徒指導担当教員、学級担任、教科担任、部活動顧問も含まれることがあります。
- ・ 第三者的立場の方の意見を必要とする場合には、市教育委員会指導主事、スクールカウンセラー（以下、SC）、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）、学校運営協議会委員、PTA役員等の参加を要請し、構成員とします。
- ・ いじめ対策委員会は、年間計画に基づいて定期的を開催し、いじめやいじめの疑いに関する情報を共有するとともに、いじめの未然防止策や対応策を検討します。
- ・ 以下のような事態が発生した場合には、緊急にいじめ対策委員会を開きます。
 - ・ いじめやいじめの疑いがあるという情報や、いじめにつながる可能性があるという情報等が入ったとき
 - ・ 生徒または保護者等から「いじめを受けた」という訴えがあったとき 等

② 年間を見通した指導計画の整備

いじめを未然に防止し、早期に発見し、対応していくには、学校全体で、組織的かつ計画的に取り組んでいくことが大切だと考えています。

年度始めに、いじめ対策委員会をはじめとする校内の組織体制を整えるとともに、学校の状況を的確に把握し、1年間を見通した「いじめ防止等のための取組」を年間計画に位置付けます。

いじめ対策委員会 いじめやいじめの疑いに関する情報を構成員全員が共有し、いじめ（定期・緊急時）の未然防止策や対応策等を検討します。

職員会議 全教職員で、学校いじめ防止基本方針等の内容を確認するとともに、生徒指導の方針や指導計画等についての共通理解を図ります（1ヵ月に1回）。また、いじめ対策委員会で検討された内容についての情報を共有します。

アンケート 6月、11月、1月に全校生徒を対象に実施します。場合によっては、臨時に行うこともあります。アンケート内容は、学級担任が把握するだけでなく、管理職まで情報が伝わるようにします。（年3回）

教育相談 アンケート等の内容をもとに、6月、11月、1月に実施します。いじめを含む生徒の様々な悩みに対して、学級担任（場合によっては他の教職員やSC等）が親身になって相談に乗ります。（年3回）

校内研修 全教職員が参加して、SSW・SC等の専門家による研修会を実施することで、いじめに関する知識や技能の習得に努めます。（年1回）

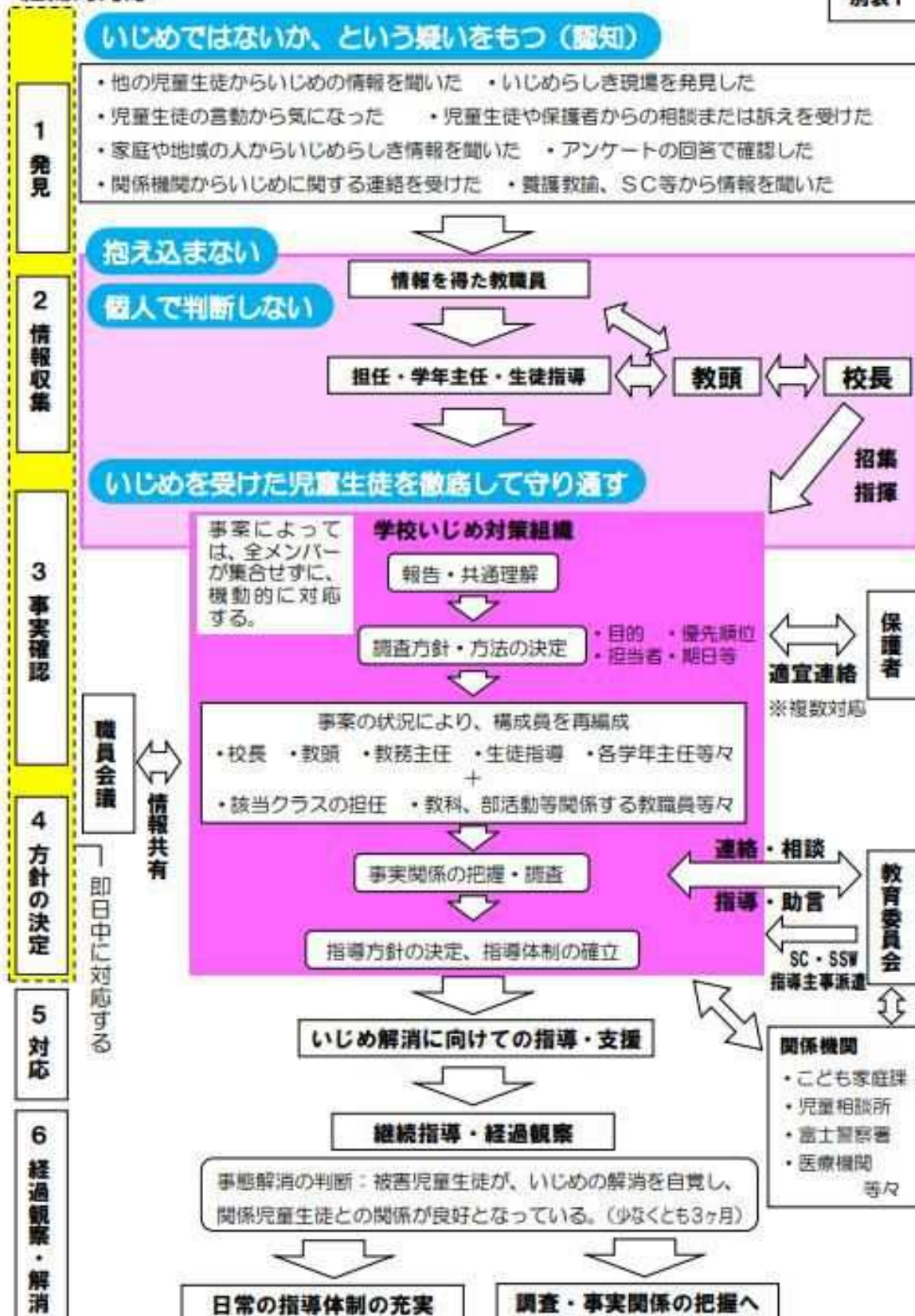
子育て講演会 新入生の保護者を対象に、パネルディスカッション形式で実施し、保護者と生徒の関係がより良好になることを目指します。（年1回）

i-check CBT 中学1年生を対象に実施します。検査の結果から学級集団の状態や生徒の関係等を把握し、学級や生徒への支援に生かします。（年1回）

(2) いじめの情報を得た場合の組織的対応の流れ

組織的対応

別表1



(3) いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、市教育委員会へ報告します。

① いじめの重大事態の定義

次のア、イに該当する事案が発生したときには、「いじめの重大事態」と判断し、調査・報告に当たります。

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（欠席日数：年間30日を目安）

【いじめ防止対策推進法第28条】

また、被害生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点でいじめの重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

② いじめの重大事態への対応の流れ

いじめの重大事態への対応は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改定版：文部科学省）等に基づき、以下のような流れで、市教育委員会と連携して行います。

市教育委員会への報告

次の事態が起こった場合、速やかに市教育委員会へ報告する。

ア いじめの重大事態の定義にあてはまる場合

イ 欠席期間が30日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合

ウ 生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

いじめの重大事態の調査主体の判断

いじめの重大事態についての調査を、学校が主体となっていくか、市教育委員会が主体となっていくかの判断は、市教育委員会が行います。

【学校が調査主体の場合】

- ・いじめ対策委員会に、市教育委員会指導主事、S W、学校運営協議会委員、P T A代表等の学校教職員以外を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行います。
- ・市教育委員会は、学校に対して必要な支援を行います。

【市教育委員会が調査主体の場合】

- ・原則として、条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行います。
- ・学校と市教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組めます。

いじめを受けた生徒及び保護者への説明・報告

いじめの重大事態の調査対象者及びその保護者への説明・報告



学校が調査主体の場合は学校が行い、市教育委員会が調査主体の場合は市教育委員会が行います。

市長及び市教育委員への説明・報告等



市教育委員会が行います。

いじめの重大事態の調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会と連携して行います。

(4) 市教育委員会や関係機関との連携

- いじめの重大事態だけでなく、「即時に解消したいじめ」「軽微ないじめ」等についても、毎月、市教育委員会に提出する「生徒の問題行動等の調査」（以下、月例報告）に含めて報告します。
- 以下のような事案については、月例報告を待たずに、すぐに市教育委員会に報告します。

ア いじめの重大事態（P 4 **市教育委員会への報告** ア～ウ）

イ 暴力を伴うなど被害が大きいいじめ

ウ 被害生徒にとって深刻ないじめ

※ すでに市教育委員会に報告してある事案についても、全て月例報告に含めて報告します。

- 市教育委員会への報告後、指導・助言を受けます。また、事案によっては、市教育委員会指導主事、SSW、SC等の派遣を受けます。
- 市教育委員会から配布された、いじめについて相談できる窓口を掲載したリーフレット等を生徒や保護者に配布します。

3 未然防止

いじめ問題については、「いじめが起こらない学校・学級づくりに取り組む」という未然防止の考え方を大切にしていきます。

そのためには、生徒の居場所をつくるとともに、教育活動全体を通じて、生徒がいじめに向かわない態度を育てていきます。

(1) 未然防止に向けた取組

① 生徒の居場所づくりと生徒同士の人間関係づくり

- ・ 教育活動全体の中で、生徒が、仲間や教職員と対話しながら、互いに仲間の良さを認め合う活動を行います。
- ・ 上級生と下級生が互いに思いやり、尊敬し合える関係を構築するため、異年齢が交流する活動を意図的に取り入れ、計画的に行います。
- ・ アンケートや調査の結果から、学級集団の状態や生徒同士の関係等を把握し、「静岡県版 SEL（県教育委員会）」等を、年間を通して計画的に実施します。

- ・ 人権教育や道徳教育を通して、人権感覚や生命尊重の精神等を育み、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して起こしてはいけない」ことを啓発していきます。
- ・ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境づくりに努めます。その中で、特に配慮が必要な生徒（発達障害の疑い・外国にルーツがある・性的少数者）には、保護者と連携して個別支援を行うとともに、周囲の生徒に対する必要な指導も行っていきます。
- ・ 生徒や保護者が回答する学校評価には、「学校が楽しい」「みんなで何かをするのは楽しい」等の質問項目を盛り込み、その結果から、学級や学校の課題を明らかにし、いじめの防止等に向けた取組の改善を図ります。

② 生徒を見守る教職員集団づくり

- ・ 教職員同士のコミュニケーションを積極的に行い、お互いに相談しやすい教職員集団づくりに努めます。さらに、小中連絡会や校内生徒情報交換会を行うことで、全教職員で生徒個人の情報について共通理解を図ります。
- ・ 生徒指導においては、SSWやSCを講師とする校内研修を実施するなどして、生徒指導に関する専門的な知識や技能を高め、全教職員が同じ視点に立って生徒に対応していきます。

(2) 保護者や地域への働きかけ

- PTA理事会やPTA総会、学校運営協議会、学級懇談会、民生児童委員との懇談会等において、いじめの実態や生徒指導方針等の情報を提供し、生徒に関する情報交換やいじめの未然防止策等を協議できる場を設けます。
- 子育て講演会の開催やホームページ、学校・学年便り等により、いじめ防止についての啓発活動を積極的に行い、保護者や地域の協力を得られるようにします。
- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の活用を推進し、いじめの問題を含む学校が抱える課題を地域と共有し、地域ぐるみで対応できる仕組みづくりに努めます。

4 早期発見

教職員や大人は、「いじめは、気付きにくいところで起こり、潜在化されやすいこと」を認識し、生徒のわずかな変化に気付くこと（早期発見）が重要です。

(1) 「いじめは見えにくい」という視点に立って

- いじめの多くは、人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われることがあります。例えば、無視やメールなど、客観的には状況を把握しにくい形態や一見すると当事者同士が仲良く見える形態等があります。
- いじめられている生徒には、親に心配をかけたくない、恥ずかしい、仕返しが怖いなどといった心理が働くことがあることから、本人からの訴えは少ないと捉えます。
- ネット上でいじめにあっている兆候を教職員が把握するのは難しく、家庭の協力が必要となります。いじめが疑われる場合は、即座に学校へ連絡するよう依頼します。

(2) 早期発見のための手立て

① 日々の観察

- ・ 登校後の朝の時間や休み時間、昼休み等、生徒たちと同じ空間にいる時間を、できるだけ増やすことを心掛けます。

② 個人ノートや生活ノート、班ノート

- ・ 個人ノートや生活ノート、班ノートでのコメントのやりとりを通して、担任と生徒の信頼関係を築いていきます。
- ・ 気になる記述内容に関しては、教職員間で情報を共有し、事案に応じて教育相談や家庭訪問等を実施するなど迅速な対応を心掛けます。

③ 教育相談

- ・ 全生徒を対象にした教育相談を6月、11月、1月に実施します。
- ・ 教育相談実施前に実施するアンケートには、「担任の先生以外に相談したい先生等」の希望欄を設けるなど、生徒が相談しやすくなるような工夫をします。

④ アンケート

- ・ いじめに関するアンケート（生徒対象）を、6月、11月、1月に計画的に実施し、定期的に現状把握に努めます。
- ・ いじめやいじめの疑いがある場合は、臨時にアンケートを実施します。

(3) 相談しやすい環境づくり

- 日常生活の中で、教職員が生徒に対して積極的に声掛けを行うなど、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくっていきます。
- 学校だよりなどを通して、SCが学校職員の一人であることや訪問予定日などを周知し、積極的な活用を呼び掛けます。
- 学年の廊下や保健室前などに、いじめについて相談できる窓口等を掲載したリーフレット（「ひとりでなやまないで～なやみ相談窓口～」）を置いておくなど、生徒が気軽に相談窓口を知ることができるようにしておきます。

5 早期対応からいじめの解消まで

(1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめ又はいじめと疑われる行為を発見（いじめの認知）

- ・ 直ちにいじめやいじめと疑われる行為を止めさせます。
- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。

※ 他の業務に優先して、複数の教職員で対応します。

正確な実態把握

- ・ いじめの当事者や関係生徒に対して、個別に、同時に聴き取り、詳細を記録します。
- ・ 聴き取りをした教職員同士で情報を共有し合い、いじめの概要を明らかにします。

※ 相違点や不明瞭な点があった場合には、再度聴き取りを行います。

指導方針、指導体制の決定

◎ いじめ対策委員会の開催、市教委への報告を判断。

- ・ 指導のねらいを明確にして、全ての教職員の共通理解を図ります。

- ・指導方法や教職員の役割分担を決定し、確認します。

※ 常に現状把握に努め、指導や支援の仕方等を修正しながら対応します。

生徒への指導・支援と保護者との連携



- ・いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除きます。
 - ・いじめた生徒に本人の行為が相手側に苦痛を与えたということを伝え、理解を促します。
 - ・保護者に事実関係を報告し、今後の対応を協議します。
- ※ 必要に応じて保護者同席の下、話し合いの場を設けます。

今後の対応の確認

- ・少なくとも3ヶ月は継続指導・経過観察をします。
 - ・保護者との情報交換を継続して行います。
- ※ いじめが解消しない場合には、いじめ対策委員会で再検討します。

(2) いじめ対応のポイント

① 聴き取りで把握すべき情報

- ・ 誰が誰をいじめているのか？ 〈加害者と被害者の確認〉
- ・ いつ、どこで起こったのか？ 〈時間と場所の確認〉
- ・ どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？ 〈内容〉
- ・ いじめをしてしまった動機は何か？ 〈要因〉
- ・ いじめのきっかけは何か？ 〈背景〉
- ・ いつ頃から、どのくらい続いているのか？ 〈期間〉

② いじめられた側への支援

- ・ 本人と保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- ・ 全教職員で、本人の安全確保に努めていくことを約束します。
- ・ 本人や保護者の思いに寄り添い、いじめ解消に向けての対応策を話し合います。
- ・ 本人や保護者と継続的に連絡を取り合うことで、定期的に状況を確認し合うとともに、対応策を練り直します。

③ いじめた側への指導・支援

- ・ 本人の行為が相手側に苦痛を与えたということを伝え、理解を促します。
- ・ 「いじめは、いじめを受けた生徒の人権を侵害するものであること」を伝え、保護者の協力を得ながら、その行為を二度と起こさないように粘り強く指導します。
- ・ 本人や保護者とともに、行為に至った要因を考えていく中で、生徒が抱える問題や心理的背景に目を向けて、適切な支援を行います。
- ・ 本人や保護者と定期的に連絡を取り合うことで、再発防止に努めます。
- ・ 他の生徒に深刻な心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為を繰り返す等、指導・支援を尽くしてもなお改善が見られず、他の生徒の教育に大きな妨げがあると判断される場合には、市教育委員会と連携し、いじめ防止対策推進法第26条及び学校教育法第35条に基づく出席停止の措置について検討を依頼します。
- ・ 出席停止の措置が講じられた場合には、その期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該生徒の立ち直りを支援します。

(3) いじめの解消

- いじめは、単に謝罪をもって解消とは考えていません。「いじめに関わる行為が止んでいる」「いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていない」という状態が少なくとも3ヶ月間継続した場合に一定の解消を得たとします。
- 新たないじめが発生しないように、いじめ事案を教訓として周囲の生徒にも働きかけを行い、再発防止に努めます。

6 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めます。

ネット上のいじめへの対応についても未然防止、早期発見・早期対応への取組を保護者、関係機関と連携して行っていきます。

(1) ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、SNS等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。

(2) 未然防止

- 情報モラル教育を学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に位置づけたり、外部講師を招聘したりすることで、充実を図ります。
- 生徒会が主体となって、スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等のルールづくりをするための取組を行っていきます。
- スマートフォン等のフィルタリングに関する法律の改正内容や、プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）の改正による誹謗中傷への対応の枠組みの変化等、最新の動向を踏まえ、保護者に対してフィルタリングの活用や、被害に遭った場合の相談・対応方法について啓発します。
- 家庭でも、スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等のルールづくりを行うように啓発します。

<家庭でのルール例>

- ☐ ゲームとネットを合わせて使っていいのは1日____分です。
- ☐ 夜____時以降は使いません。
- ☐ 家の中ではリビングで使います。
- ☐ 話しかけられたら手を止めて対応します。
- ☐ 相手が言われて嫌な事や悪口はSNSやメールで送りません。
- ※ ルールを守れなかったときにどうするのかを考えておくことも大切です。

(3) 早期発見・早期対応

- ネット上のいじめは、特に発見しづらいものであるため、家庭からの情報提供を

求めたり、いじめアンケートの中に、インターネット上でのいじめに関する質問を取り入れるたりすることで、早期発見に努めます。

- SNS等を書き込まれたいじめの情報を、保存しておくように日頃から啓発しておくことで、早期対応につなげます。
- 書き込み内容が削除されていることを関係生徒の保護者に確認してもらうことで、重篤ないじめにつながらないように努めます。